

門真市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭的保育事業等に対する、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17第1項の規定に基づく報告の徴収、質問、立入調査等並びに同条第3項の規定に基づく勧告及び命令並びに同条第4項の規定に基づく命令（以下「指導監査」という。）について、必要な事項を定め、もって児童福祉事業の適正な実施の確保及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、法第34条の16の規定により定められた基準を維持するとともに、適正かつ円滑な事業の運営の確保を図ることを目的として実施する。

2 指導監査の実施に当たっては、画一的及び形式的な問題の指摘に陥ることがないよう配慮するとともに、提供する福祉サービスの質の向上のために必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

(対象事業)

第3条 指導監査の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、本市の区域内で行う、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業とする。

(指導監査の種類)

第4条 指導監査の種類は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査は、次条の規定により市長が策定する実施方針及び実施計画に基づき、実地又は書面により行う指導監査をいう。

3 特別監査は、次条の規定により市長が策定する実施方針及び実施計画に基づき、次のいずれかに該当する場合に実地又は書面により行う指導監査をいう。

- (1) 正当な理由がなく一般監査を拒否したとき。
- (2) 対象事業を行う施設について、その事業者による管理運営に重大な問題があるとき。
- (3) 一般監査による指導にもかかわらず、問題点の是正及び改善が行われないうとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、指導監査は、関係法令等に基づき随時実施する。

(実施方針及び実施計画)

第5条 指導監査は、国の実施方針等を考慮して市長が毎年度策定する実施方針及び実施計画に基づき実施するものとする。

(指導監査の事項)

第6条 指導監査の対象となる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の管理運営体制に関する事項
- (2) 会計管理に関する事項
- (3) 職員の処遇に関する事項
- (4) 利用者の支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(指導監査の実施方法)

第7条 実地による指導監査は、原則として当該指導監査を実施しようとする日の概ね3週間前までに当該指導監査を実施する対象事業の事業者に対し当該指導監査の実施日時その他の必要な事項を通知して行うものとする。

2 前項の事業者は、市長が指定する期日までに指導監査を行うために必要な関係書類を市長に提出するものとする。

3 第1項の指導監査は、前項の関係書類をもとに、前条各号に掲げる事項について関係者から事情を聴取するほか、必要に応じて関係施設、設備、帳簿書類等を実地において確認することにより行うものとする。

4 前項の規定により指導監査を行う場合は、職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

5 市長は、指導監査の充実を図るため、必要に応じて市長が選任する公認会計士の資格を有する者を監査員として当該指導監査に同行させることができる。

6 前項の規定により選任された者は、非常勤職員とする。

(講評)

第8条 市長は、実地による指導監査の結果について、必要に応じて関係者に対し講評を行うものとする。

(指導監査の結果の通知)

第9条 市長は、指導監査の結果、改善を要すると認める事項については、当該指導監査の対象事業の事業者に対してその旨を書面により通知するものとする。

(改善報告書の提出等)

第10条 市長は、前条の規定による通知により改善を求めた事項について、前条の事業者に対し、期限を定めて改善報告書の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の改善報告書の提出後もなお継続して指導等を行う必要があると認める場合は、関係行政機関と連携して指導等を行うものとする。

(細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。